

盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について

平成24年2月15日
商工観光部

1 改正の趣旨

平成11年から雇用奨励金の交付要件の緩和及び雇用奨励金の額の引き上げを期間限定の特例措置として行ってきたが、企業誘致の効果を高めるため、これを通常の措置にしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 改正前

新設、拡充の別		交付要件		雇用奨励金の額 (1人につき)
		新規常用雇用者数	投下固定資産及び工場等用 建物敷地の取得価格総額	
第6条	新設	21人以上	1億円以上	10万円
	拡充	6人以上	2,500万円以上	5万円
附則 第7項	新設	10人以上	5,000万円以上	20万円
	拡充	5人以上	2,500万円以上	10万円

(2) 改正後

新設、拡充の別		交付要件		雇用奨励金の額 (1人につき)
		新規常用雇用者数	投下固定資産及び工場等用 建物敷地の取得価格総額	
第6条	新設	10人以上	5,000万円以上	20万円
	拡充	5人以上	2,500万円以上	10万円

※ 新規常用雇用者とは、新設又は拡充した工場等の業務（製造業務等に限る。）に直接従事する市内在住の新規雇用者で、操業等開始日から6月を経過した日までに雇用され、補助金交付時点まで1年以上継続して雇用されているものをいう。

※ 雇用奨励金の限度額は、工場等の新設又は拡充1件につき2,000万円である。

3 施行期日

平成24年4月1日